

私の夢ー沖縄のマリンビーチでゆったりとー

石垣 彩 さん



いしがき あや さん/昭和59年9月生まれ
JA津別貯金共済課に勤務/達美

青春

JA津別貯金共済課に勤務して4年目を迎えた石垣彩さんにお話を伺いました。現在の仕事は窓口業務全般で入出金業務や定期の書換を担当。「いろいろな人と触れあえる窓口は楽しいですよ。私も4月から5年目を迎えるので新しい部署での仕事にもチャレンジしてみたいです。」

休日は友人と買い物や食事に出かける石垣さん。特に食べることに大好きと話す彼女は焼肉（上カ）ルビ最高！には目がありません。最近楽しかったことは「毎年恒例のミニ同窓会です。10人以上集まるので話も盛り上がりませよ。」夢は「友人と沖縄のマリンビーチでくつろぐこととディズニースイで遊ぶことです」と話してくれました石垣さんにはもう一つ！「犬が好きなのでチワワかミニチュアダックスを飼いたいです。でも母はあまり動物が・・・」笑

温故知新

【348】

苗畑一筋に37年

福地 幸雄 さん



ふくち ゆきお さん/昭和2年幕別町生まれ/昭和18年に津別町に転入/昭和25年から津別営林署の津別苗畑（達美）に勤務。以来相生、豊永と37年間にわたり苗畑事業一筋に歩む/80歳/達美在住

福地さんが津別苗畑（達美）に勤めたのは昭和25年。戦争のため食糧生産に転用されていた苗畑が某整備され、苗畑として再出発した時である。

苗畑の仕事は、山からトドマツ、アカエゾマツなどの種を採取し畑にまく「まき付」、芽を出した苗を列に植え替える「床替」、5〜6年育てた苗を出荷する「山出し」に大きく分けられる。

勤めた当初は、また馬が主流の時代。作業も手作業だったため常時15人ほどの職員がいたが、春先の植付け（床替）の時期には70〜

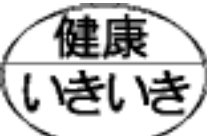
80人を臨時に雇い対応していた。まき付け後は、少しでも生育を良くするための追肥、床替え後に発生するダニの防除、冬は雪腐れの消毒作業を手押しポンプなどで行っていた。その後、機械での植え付け、消毒も発動機、そしてトラクターへと徐々に機械が進んでいった。

そんな作業の中で一番気を使っていたのが、若芽が生える春先の霜。「若芽が霜にやられると真つすぐに伸びない。よしずの覆い（昭和40年頃からは「寒冷遮」）かけを夜中の11時や12時までしたり、心配で夜中の2時頃に起きて寒暖計を見た」こと、そしていつもその時期には「2kgぐらい痩せた」ことが思い出される。また、「細く伸びる苗よりも、幹の太い苗つくりを心掛けた」。

昭和62年の退職まで苗畑一筋に歩んできたが、「健康だけが取り得。病気がやがもなく過こした。みんな協力してくれたし楽しかった。ありがたい」と振り返る。

そんな福地さんも昨年3月に脳梗塞を患い、現在は自宅ひとりでのリハビリ運動や散歩を行い「時間は多少かかるが、なに事も自分でできる」まで回復した。

部屋から苗畑跡地を眺め「今一番の楽しみはひ孫（1歳3カ月）に会うこと。今晚も遊びに来る」と目を細める福地さんでした。



春です、思いやりの心で...

つるつるの路面に苦勞した今年の冬でしたが、ようやく外出しやすい季節を迎えました。今回は、病院や買い物に歩いて通うお年寄りの声をとりあげます。安全に歩くというとは！

気候がよくなり街中でも、シルバーカーを押ししたり、杖をついて歩いているお年寄りをよく見かけます。時には、歩道から降り車道を歩いているため、「危ないな...、歩道を歩けばいいのに」と、思ったことはありませんか。

危険であることは、お年寄りも十分に承知しています。それでも車道を歩かなければならぬい事情があるのです。

ご存じですか？歩道の構造
歩道に注意して見ると、車道に向かって傾斜しているのがわかります。歩道に水が溜まらないようにするための傾斜なのですが、この傾斜は美にくせものです。

シルバーカーや車椅子を真つすぐに押しているつもりでも、車道の方へどんどん進んでしまいが非常に危険です。

しかし、シルバーカーにつか

まらなければ歩けないお年寄りの場合、何度も向きを修正しながら進むのは大変な労力です。下手をすると、1m進むごとに修正することになり、時間はかかりかかって、へとへとになってしまします。

また歩道の高低差も杖をつきながら歩いていると、厄介です。足が不自由だったり、身体の半分には麻痺があったりする場合、この段差でバランスを崩して転倒する恐れがあります。とっさに受身をとることが難しいため、骨折や大けがをしてしまいます。

車道を歩くことは大変危険ですが、お年寄り自身の安全のため、どうしても歩かざるを得ない時があります。「歩道を歩けば安全」というのは、「全ての人に共通なことではない」という認識を持つ必要があります。

もし、車道沿いに歩いているお年寄りを見かけたら、ドライバーの方はスピードダウン。

お年寄りも、目立つ服装や夜光反射材を携帯するなど、十分留意しましょう。お互いに思いやりの心で...

暮らしを支える 税

確定申告が間違っていたときには

確定申告の内容で誤りがあった場合は、それを訂正する手続きがあります。

【税額を多く申告していたとき】

「更正の請求」をして税額の訂正をすることが出来ます。この手続きは、確定申告の法定申告期限から1年以内に行わなければならないので、平成18年分の所得税の確定申告については平成20年3月17日までになります。

【税額を少なく申告していたとき】

「修正申告書」を提出して正しい税額に修正することになります。

税務署長が更正を行う場合は新たに納める税額のほか、加算税が賦課される場合があります。なお、新たに納めることとなった税額には法定納期限（3月15日）の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかります。

【確定申告を忘れていたとき】

申告をしなければならぬのに申告書の提出を忘れていたときは直ちに申告をしてください。確定申告書を提出しなかった場合、税務署長が所得金額や税額を決定します。これらの場合には、納める税額のほかに加算税や延滞税がかかる場合があります。